

○千代田区立内幸町ホール条例施行規則

平成11年3月1日規則第4号 / 千代田区立内幸町ホール条例に基づき制定

改正

平成12年3月31日規則第61号

平成14年3月29日規則第20号

平成16年12月24日規則第42号

平成18年4月1日規則第28号

令和3年8月16日規則第48号

令和7年3月31日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、千代田区立内幸町ホール条例（平成10年千代田区条例第47号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間の特例)

第2条 条例第3条の4第1項の規定にかかわらず、舞台設備、照明設備等の設営若しくは撤去又は器材等の搬入・搬出を行う場合、条例第3条の2の規定に基づき千代田区立内幸町ホール（以下「ホール」という。）の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、利用時間前（午前8時から午前9時までをいう。）又は利用時間後（午後10時から午後11時までをいう。）に引き続いてホールの施設及び付帯設備（以下「ホール等」という。）を利用させることができる。

(利用の申込み)

第3条 条例第4条第1項の規定により、ホール等の利用の承認を受けようとする者は、利用申込書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申込みは、利用期日（数日間にわたって利用する場合は、その期間の初日をいう。）の1年前の日の属する月の1日から行うことができる。ただし、千代田区長（以下「区長」という。）が特に認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日から第1項に規定する申込みを行うことができる。

(1) 千代田区内（以下「区内」という。）に住所を有する者又は代表者が区内に住所を有する者である団体であって、構成員の半数以上が区内に住所を有する者からなるものが利用する場合
前項に規定する申込み開始の日の1月前の1日

(2) 代表者が区内に在勤し若しくは在学する者である団体であつて、構成員の半数以上が区内に在勤し若しくは在学する者からなるもの又は区内に事業所を有する法人その他の団体が利用する場合 前項に規定する申込み開始の日の1月前の15日

(利用の承認)

第4条 利用の承認は、申込みの順序による。ただし、同時に申込みがあつた場合は、抽せんによりその順序を決定する。

2 指定管理者は、利用の承認をしたときは、利用承認書を交付する。

3 利用承認書は、ホール等を利用するときに係員に提示しなければならない。

(利用料金の申請)

第5条 条例第7条第2項の規定により指定管理者がホール等の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、内幸町ホール等利用料金制定(改定)申請書(第1号様式)により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請の内容が適切と認めるときは、当該申請を承認し、内幸町ホール等利用料金承認書(第2号様式)により指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減額・免除)

第6条 条例第7条の2第3項の規定により利用料金を減額し、又は免除するときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 区又は指定管理者が主催する事業で利用するとき。 免除

(2) 区以外の官公署が公益のため利用するとき。 5割減額

(3) 区内に住所を有する者又は代表者が区内に住所を有する者である団体であつて、構成員の半数以上が区内に住所を有する者からなるものが利用するとき。 5割減額(ホールの利用料金に限る。)

(4) 利用者が舞台訓練等のため利用するとき。 5割減額

(5) 前各号のほか、指定管理者が必要があると認めたとき。 指定管理者が必要と認める相当額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減額・免除申請書を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をしたときは、利用料金減額・免除承認書を交付するものとする。

(付帯設備の種類)

第7条 条例別表に規定する付帯設備は、別表のとおりとする。

(利用承認の取消し等)

第8条 利用の取消し又は変更をしようとする者は、利用取消・変更申出書に利用承認書を添えて指定管理者に申し出なければならない。

2 条例第11条第1項の規定による利用承認の取消し又は変更は、利用承認取消・変更通知書により行う。

(利用料金の還付等)

第9条 条例第8条の規定により利用料金の還付を受けようとする場合は、指定管理者に還付請求書を提出しなければならない。

2 条例第8条ただし書の規定により利用料金を還付しない場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第11条第3号から第6号までのいずれかの規定により利用承認を取り消し、又は利用を中止し、停止し、若しくは制限したとき。 既納の利用料金の全額

(2) 利用承認を受けた者の都合（以下「自己都合」という。）により利用しなかった場合で利用日の3か月前までに利用の取消しの申出がなかったとき。 既納の利用料金の全額

(3) 自己都合により利用日の3か月前までに利用の取消しを申し出たとき。 既納の利用料金の5割相当額

(4) 自己都合により利用承認時間帯の中途までしか利用しなかったとき。 既納の利用料金の全額

(5) 利用承認時間帯の3分の2を超えた時点で利用できなくなったとき（前号に該当する場合を除く。）。 既納の利用料金の全額

(6) 利用承認時間帯の2分の1を超え3分の2を経過しない時点で利用できなくなったとき（第4号に該当する場合を除く。）。 既納の利用料金の5割相当額

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、ホールの管理等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この規則に定める利用申込書等の様式（第1号様式及び第2号様式を除く。）は、指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日以降の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 この規則施行の際、現に東京都千代田区公会堂条例施行規則（昭和41年千代田区規則第26号）

により使用の手続をしている者は、この規則により利用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成12年 3 月31日規則第61号）

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の附帯設備の利用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（平成14年 3 月29日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千代田区立内幸町ホール条例施行規則の規定により利用の承認を受けている者は、この規則による改正後の千代田区立内幸町ホール条例施行規則の規定に基づき承認を受けたものとみなす。

附 則（平成16年12月24日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千代田区立内幸町ホール条例施行規則の規定により利用の承認を受けている者は、この規則による改正後の千代田区立内幸町ホール条例施行規則の規定に基づき承認を受けたものとみなす。
 - 3 この規則の施行の日以後における内幸町ホールの施設及び付帯設備の利用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

附 則（平成18年 4 月 1 日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の千代田区立内幸町ホール条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に利用する者に係る利用料金の還付等について適用し、同日前に利用する者に係る利用料金の還付等については、なお従前の例による。
 - 3 施行日以後の利用を施行日前に取り消した場合における利用料金の還付手続は、施行日前にお

いても改正後の規則の規定によりこれを行うことができる。

附 則（令和3年8月16日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則、職員の給与に関する条例施行規則、住居手当に関する規則、職員の単身赴任手当に関する規則、職員の退職手当に関する条例施行規則、千代田区職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例施行規則、労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則、千代田区特別区税条例施行規則、千代田区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則、千代田区立内幸町ホール条例施行規則、千代田万世会館条例施行規則、千代田区応急資金貸付条例施行規則、千代田区生活保護法施行細則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、千代田区児童福祉法施行細則、千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、千代田区介護保険規則、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則、千代田区建築基準法施行細則、千代田区私道補修及び下水改修補助に関する規則、千代田区道路占用規則及び千代田区都市公園条例施行規則の規定は、令和3年7月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日規則第19号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

種別		名称	単位
照明設備	照明セット	舞台照明Aセット	1式
		舞台照明Bセット	1式
		舞台照明Cセット	1式
		舞台照明Dセット	1式
	照明器具	センター・ピンスポットライト	1台
		スポットライト	1KW以上1台
			1KW未満1台
		ミラーボール	1台
		エフェクトマシーン	1台
		ローワー・ホリゾンライト	1式
		星球セット	1式

舞台設備	演壇	1 式
	司会者用演壇	1 式
	山台・平台	1 式
	所作台	1 式
	屏風	1 双
	毛せん	1 式
	地かすり	1 式
	バレーシート	1 式
	持込機器電源装置	1 基 1 KW以内
	浴室	1 室
	指揮者台	1 式
	指揮者譜面台	1 式
	譜面台	1 本
	座布団	1 枚
	前舞台	1 式
種別	名称	単位
音響設備	反響板	1 式
	拡声装置	1 式
	マイクロホン（スタンド付）	1 本
	ワイヤレスマイク	1 本
	ワイヤレス受信機	1 台
	レコードプレーヤー	1 式
	デジタル録音装置	1 台
	カセットデッキ・テープレコーダー	1 台
	CDプレーヤー	1 台
	ステージ・スピーカー	1 式
	副音響調整卓	1 台
	マイクロホン・スタンド	1 本

	デジタルリバーブ	1台
ピアノ（調律料別途）	スタインウェイ	1台
映写設備	16ミリ映写機（技師付）	1式
	スライド映写機	1式
	O・H・P	1式
	ビデオプロジェクター	1式
	スクリーン	1式

備考

付帯設備の利用回数は、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として計算する。

第1号様式（第5条関係）
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

内幸町ホール等利用料金制定（改定）申請書

千代田区長 殿

指定管理者名
代 表 者 名

千代田区立内幸町ホール施設及び付帯設備の利用料金について、下記のとおり制定（改定）いたしたく申請します。

記

1 ホール利用料（単位：円）

種 別	午前の部 (9時～12時)	午後の部 (13時～17時)	夜間の部 (18時～22時)	全日の部 (9時～22時)
平 日				
土曜・日曜・休日				

2 付帯設備利用料（単位：円）

種別	名 称	単位	金額	種別	名 称	単位	金額	
照 明 設 備	照 明 セ ット	舞台照明Aセット	1式		舞 台 設 備	譜面台	1本	
		舞台照明Bセット	1式			座布団	1枚	
		舞台照明Cセット	1式			前舞台	1式	
		舞台照明Dセット	1式			反響板	1式	
	照 明 器 具	センター・ピンスポット ライト	1台		音 響 設 備	拡声装置	1式	
		スポットライト（1KW）	1台			マイクロホン（スタンド 付）	1本	
		スポットライト（500W）	1台			ワイヤレスマイク	1本	
		ミラーボール	1台			ワイヤレス受信機	1台	
		エフェクトマシーン	1台			レコードプレーヤー	1式	
		ローワー・ホリゾンライト	1式			デジタル録音装置	1台	
星球セット		1式		カセットデッキ・テープ レコーダー		1台		
舞 台 設 備	演壇	1式		映 写 設 備		CDプレーヤー	1台	
	司会者用演壇	1式				ステージ・スピーカー	1式	
	山台・平台	1式				副音響調整卓	1台	
	所作台	1式			マイクロホン・スタンド	1本		
	屏風	1双			デジタルリバーブ	1台		
	毛せん	1式			ピ ア ノ (調 律 料 別 途)	スタインウェイ	1台	
	地かすり	1式				16ミリ映写機（技師付）	1式	
	パレーシート	1式			映 写 設 備	スライド映写機	1式	
	持込機器電源装置 （1KW以内）	1基				O・H・P	1式	
	浴室	1室				ビデオプロジェクター	1式	
指揮者台	1式		スクリーン	1式				
	指揮者譜面台	1式						

第2号様式（第5条関係）
第2号様式（第5条関係）

年 月 日

内幸町ホール等利用料金承認書

殿

千代田区長

印

年 月 日付で申請のあった千代田区立内幸町ホール施設及び付帯設備の利用料金については、申請のとおり承認することとしたので通知します。